

別表第1(第4条、第5条、第11条関係)

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価(円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者(寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	50,000
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(移乗又は移動若しくは立ち上がりが困難な者に限る。)	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	10,000
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者の歩行を補助し得るもの(附属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。)	3年	主体：木材、外装：ニス塗装 2,200 主体：軽金属、外装：塗装なし 3,000
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主材料プラスチック無(オーダー) 15,200 主材料プラスチック無(レディ) 12,160 主材料プラスチック有(オーダー) 36,750

					主材料プラスチック有(レディ) 29,400
	特殊便器	上肢障害2級以上及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者(排便後の処理が困難な者に限る。)	温水温風を出し得るもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び障害等級1級の精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年	87,400
在宅療養等支援具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者であって医師の意見書等により必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの(附属品としてバッテリーを含む。)	5年	157,500

	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)測定センサー	動脈血中酸素飽和度測定器の使用が必要と認められる身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	—	(月額)6,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	8年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者又は視覚障害2級以上の者であって必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの(附属品として、点筆を含む。)	標準型 7年	32マス18行両面書真鍮板製 10,400 32マス18行両面書プラスチック製 6,600
				携帯用 5年	32マス4行片面書アルミニウム製 7,200 32マス12行片面書プラスチック製 1,650
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	視覚障害者用ボータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	(録音再生機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	85,000
			(再生専用機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000

	盲人用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読 音声 10, 300 13, 300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71, 000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88, 900
	人工喉頭	音声機能障害者であって、喉頭を摘出したもの	(笛式)呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(附属品として、気管カニューレを含む。)	4年	気管カニューレ無し 5, 000 気管カニューレ有り 8, 100
			(電動式)顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70, 100
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックスの被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	—
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	—
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	編集及び校正の機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1, 030, 000
排泄管理支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
	ストーマ装具	ぼうこう機能障害者又は直腸機能障害者でストーマを造設したもの	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウェハー等)及び洗腸用具	— (洗腸用具にあつては6月)	蓄便袋(月額) 8, 600 蓄尿袋(月額) 11, 300 洗腸用具 12, 000 紙おむつ等(月額) 12, 000
	収尿器	高度の排尿機能障害者	脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)	6月	男性用・普通型 7, 700 男性用・簡易型

			のある場合に使用されるもの		5,700 女性用・普通型 8,500 女性用・簡易型 5,900
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者。（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。））	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

備考

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
- 2 ストーマ装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。
 - (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。
 - (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。
 - (3) 上肢及び下肢の重複障害1級若しくは上肢及び体幹機能の重複障害1級又は体幹機能障害1級の者であり、かつ、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者のうち、そのいずれもが乳幼児期以前に発現した疾病等が原因であるものであって、紙おむつ等の用具類を必要とする者